

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が求められるなか、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定と適法な業務執行が可能な経営体制及び株主重視の公正で健全な経営システムの構築、確立を目指した効率的かつ透明な経営管理体制を基本としております。

<コーポレート・ガバナンスに関する基本方針>

- (1) 株主の権利を重視し、平等性を確保する。
- (2) 様々なステークホルダーの利益を尊重し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会による迅速かつ的確な意思決定及び業務執行の監督機能の実効性を確保する。
- (5) 企業の持続的な成長と中長期的な価値向上に資するため、様々な場面での適切な情報発信及び株主との建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 . 招集通知の早期発送】

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めております。また、招集通知の電子的な公表については、招集通知発送後速やかに自社ホームページ及びTDnetで行っております。今後につきましては、招集通知の発送前に、ホームページ及びTDnetでの電子的公表を行うことを検討してまいります。

【補充原則1 - 2 . 議決権の電子行使と招集通知の英訳化】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳は行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の持株比率を踏まえ、対応を検討してまいります。

【補充原則2 - 4 . 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保】

当社は、多様性の確保に取り組んでおりますが、女性・外国人・中途採用者の登用等での自主的かつ測定可能な目標は設けておりません。中長期的な人材育成方針と社内環境整備方針については、企業価値向上に向け検討してまいります。

【補充原則3 - 1 . 招集通知の英文での提供】

当社は、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、海外投資家等の持株比率を踏まえ、対応を検討してまいります。

【補充原則3 - 1 . サステナビリティについての取組みの開示】

当社のホームページにて、環境への取組みや「木質資源カスケード事業」による脱炭素・循環型社会の構築への取組みを開示しております。人的資本や知的財産への投資等については、今後、中期経営計画と合わせて開示を検討してまいります。

【原則4 - 2 . 取締役会の役割・責務 (2)】

【原則4 - 2 . 経営陣の報酬】

業務執行取締役の自社株保有数等を勘案し、現時点では自社株報酬などの中長期的な業績連動報酬は採用しておりません。今後、取締役や大株主の構成等の変更に応じて、自社株報酬等の制度の採用を検討してまいります。

【補充原則4 - 10 . 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、独立した指名委員会・報酬委員会は設置していません。取締役の指名や報酬等については、独立社外取締役が半数を占める取締役会で、独立社外取締役の適切な助言等を含め、十分な議論を行ったうえで決議しております。現時点の当社の企業規模等を鑑み、現状の体制が適切であると判断しておりますが、今後、取締役会の構成及び事業展開に応じて、独立した指名委員会・報酬委員会の設置を検討してまいります。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会に女性や国際的な人材は含まれておりません。女性役員の登用は有用と考えておりますが、適任者が確保できておりません。なお、当社の事業範囲を考慮すると国際的な人材は必須とは考えておりません。また、当社の監査等委員には、財務・会計に関する十分な知見を有する者がいないため、今後、この点での充実を検討してまいります。

【補充原則4 - 11 . 取締役会の実効性確保のための前提条件】

<全体のバランス、多様性、規模に関する考え方>

当社は、「より美しく」を経営理念とし、「商品を、会社を、そして社会を、より美しく」持続可能な進歩と発展をさせていくために必要な知識・経験・能力等を鑑みて、取締役候補の人選を行っております。各取締役の知識・経験・能力のバランスを可視化できるよう、今後、スキル・マトリックスを作成して開示することを検討してまいります。

【補充原則4 - 11 . 取締役会全体の実効性の分析・評価とその結果の概要】

各取締役は取締役会の実効性について意見を述べ、その意見等を踏まえ、取締役会全体の実効性についての分析・評価を事業年度末に行うこととしております。今後、その結果概要の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は政策保有株式については、取引先との関係維持強化により当社の企業価値向上に資すると判断したものを除いては、原則として保有しない方針です。政策保有株式の議決権については、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、発行会社の企業価値の向上を期待できるかなどの観点で、適切に行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役が、当社と競業または利益相反するおそれのある取引を行う場合、取締役会規程に定めた手順に従い、取締役会に付議します。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金制度はございません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社では情報公開方針に基づいて積極的な情報開示活動を行い、ステークホルダーに対し適時適切な経営状況の開示に努めています。

- 企業理念(経営理念)は当社ホームページ等に、経営方針・経営戦略・経営計画は有価証券報告書に開示しております。
- コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に開示しております。
- 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に開示しております。
- 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に当たっては、経営陣幹部・取締役候補(監査等委員を含む)が当社の事業領域に対する豊富な経験・深い知識、リーダーシップ、経営に関する知見高度な倫理観を有していることを踏まえ、個々の実績・適性等を総合的に考慮して社外取締役が出席する取締役会において決定しております。なお、経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、取締役会で解任を審議します。
- 取締役(監査等委員を含む)候補については、招集通知に個人別の経歴を記載いたします。そのうち、社外取締役については選任理由を記載しております。

【補充原則4-1. 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会に付議すべき事項を取締役会規程に規定しており、それらは法令及び定款に定められた事項の他、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画の策定等、経営上の重要な事項から成っています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は会社法が定める社外取締役要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役3名を選定しています。

【補充原則4-11. 取締役の他の上場企業の役員の兼任状況】

兼任状況は毎年の招集通知で開示しております。

【補充原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役がその責務を適切に果たすために必要な機会を継続的に設けることをトレーニングの方針としております。就任する際には、外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。また、社外取締役に対しては、就任時に当社及び業界の概要及び課題等の説明を行うとともに、工場や住宅展示場等事業現場の見学を必要に応じて行っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け積極的に機関投資家、株主及び報道各社との対話を促進するため、次のとおり取り組んでまいります。

- 株主、投資家、報道機関等からの信頼と適切な評価を得るために、代表取締役社長自らが率先して積極的にIR活動に取り組みます。
- 総務部が窓口となりIR活動を行います。
- 半期及び通期の決算発表時に記者会見を実施し、報道各社との積極的な対話に努めます。
- IR部門は社外からの意見を取締役や経営陣幹部にフィードバックし情報共有します。
- 株主、投資家及び報道機関との対話においては、社内規程に基づきインサイダー情報の管理を実施します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------------|----------|-------|
| ベストフレンズ有限会社 | 616,200 | 42.25 |
| 株式会社東邦レオホールディングス | 120,000 | 8.22 |
| 前田 和彦 | 44,200 | 3.03 |
| 前田 扶美子 | 44,200 | 3.03 |
| 橘 俊夫 | 44,100 | 3.02 |
| 松岡 明 | 44,000 | 3.01 |
| 柴田 芳 | 40,000 | 2.74 |
| 林 知秀 | 40,000 | 2.74 |
| 橘 かおり | 23,500 | 1.61 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-------------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ、名古屋 第二部 |
| 決算期 | 5月 |
| 業種 | 不動産業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 11名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社外取締役 |
| 取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 川口 一幸 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 片桐 正博 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 三輪 勝年 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川口 一幸 | | | | <p>弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験を有しております。監査等委員である社外取締役として、当社の取締役会の意思決定の適正性を確保し、監査・監督体制の強化に資することを期待できるものと判断しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 片桐 正博 | | | | <p>愛知県副知事を歴任する等、地方行政に携わった豊富な経験と幅広く高度な見識を有しております。監査等委員である社外取締役として、当社の取締役会の意思決定の適正性を確保し、監査・監督体制の強化に資することを期待できるものと判断しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 三輪 勝年 | | | | <p>不動産業界における豊かな経験および幅広い見識を有しております。監査等委員である社外取締役として、当社の取締役会の意思決定の適正性を確保し、監査・監督体制の強化に資することを期待できるものと判断しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。</p> |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 0 | 0 | 3 | 社外取締役 |

| | |
|----------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |
|----------------------------|----|

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する者を定めています。内部監査室に所属する者は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の補助業務を行なうこととしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室、会計監査人は、定期的に意見交換を実施し、相互に連携を図っております。

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 3名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|-----|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | その他 |
|---------------------------|-----|

該当項目に関する補足説明

役員賞与は、事業年度の業績、従来の役員賞与等を総合的に勘案し、取締役に対する支給額を決定しております。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年5月期における取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額 109,912千円 (基本報酬 102,544千円 退職慰労引当金繰入額 7,368千円)

当社は、定時株主総会決議に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の上限額を200,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬額の上限額を30,000千円以内と決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬の内容に関わる決定方針(以下「決定方針」という)を決議しております。その内容の概要は、以下の(b)に記載のとおりです。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

(b) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

- ・経営の使命は、企業価値(経済、文化、社会、ブランド)の最大化であり、本来、役員報酬は与えられるものではなく、目標の達成度と実績数値を基準に、身を賭して堂々と勝ち取るものであります。
- ・役員報酬は、役職に支払われる「機能役割給」ではなく、達成給であり使命給でもあります。自らが先頭に立ち、強い企業風土と美しい企業文化を創るための源泉報酬です。
- ・会社は、多くの社員(仲間)がいて、役割を分担することで事業が推進されます。社員の報酬体系を誇れる水準にすることを優先し、企業能力を強化して結果を残し、節度ある正当な役員報酬を得るものとします。
- ・一方で、経営サイドの人生時間を使うマネジメント上の奉仕に対しても公平になるよう配慮します。

個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

固定報酬の算定方法の決定に関する方針

- ・固定報酬は、役位と職責、会社業績規模と従業員給与の水準を考慮しながら、これらを総合的に勘案し、取締役会より一任された代表取締役会長が、報酬枠の範囲において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給します。
- ・従業員を兼務する役員の固定報酬は、従業員給与を合わせた総額を基準として算定します。
- ・個別の固定報酬は、従業員の年間平均給与の10倍を上回らないものとします。

業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

- ・連結経常利益が10億円を上回る場合に、各取締役に対して、固定報酬に加え業績連動報酬を支給します。
- ・各取締役(監査等委員を除く)の業績連動報酬は、その職責に基づき、単年度の業績指標(連結売上高、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、売上高、粗利益、経常利益)の伸長率に応じて個別に算定します。

報酬等の額の割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員を除く)に支給する業績連動報酬は、固定報酬と合算で、年額200百万円(2019年8月27日開催の第37回定時株主総会の決議による報酬限度額)以内とし、割合については適切に判断します。

報酬等の内容の決定を委任するときの事項

取締役会は、代表取締役会長前田和彦氏に対し、各取締役の基本報酬(固定報酬)の額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬や非金銭報酬について、評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社業績等を勘案し評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

【社外取締役のサポート体制】

定例取締役会の開催日程に関しては、特段あるいは緊急の事態が無い限り、社外取締役が出席可能な日程調整を行っております。

また、社外取締役が社内情報を把握するために、監査等委員会の運営事務局である内部監査室が、監査等委員である社外取締役の要請に応じサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 企業統治の体制の概要

当社の取締役は6名(うち監査等委員3名)で構成されており、少数の取締役による迅速な意思決定を行うとともに、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。取締役6名のうち3名が社外取締役であり、客観的な立場から経営を監視する機能を確保しております。

また当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役の推薦に基づき、取締役会の決議によって選任しております。

2. 内部監査及び監査等委員会による監査の状況

当社は、コンプライアンスの重要性を認識し、内部監査の実施により、適正な業務運営の確保に努めております。リスクマネジメント担当役員の監督下である「内部監査室」1名により、業務運営の適正性を逐次監視しております。この他、稟議規程・業務分掌規程等の各種規程の整備と適正な運用によって内部牽制が有効に機能しており、内部統制システムの運用により適正な業務運営を確保しております。

3. 会計監査の状況

会計監査につきましては、2020年6月1日から2021年5月31日までの第39期において、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を実施しております。

当社は有限責任 あずさ監査法人より金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について監査を受けております。定期的に当社の代表者と協議を実施し、財務諸表の適正性を確保しております。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

指定有限責任社員・業務執行社員 岩田 国良 有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 山田 昌紀 有限責任 あずさ監査法人
監査業務に係る補助者の構成 公認会計士3名 その他7名

なお、2021年8月24日開催の第39回定時株主総会において、会計監査人として監査法人東海会計社を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業の持続的成長と価値向上のためには、取締役会の監督機能、執行部による業務執行機能の役割の明確化と強化を図り、経営の意思決定を適正化・迅速化することが必須であります。コーポレート・ガバナンスの観点から現在の当社に相応しい監督・執行体制を検討した結果、監査等委員会設置会社に移行することが最善と判断したものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 5月決算のため、定時株主総会は年間集中日には該当していません。 |
| その他 | 株主総会では、映像とナレーションを用いて事業報告を行うなど、わかりやすい運営を目指しております。 また、株主総会終了後に株主の皆さまとの懇談等の機会を設け、意見交換を行えるように努めております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 【掲載URL】 https://www.woodfriends.co.jp/ir/information/ 【掲載資料】 決算情報、プレスリリース等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 総務部 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| 補足説明 |
|------|
|------|

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

ウッドフレンズグループ企業行動規範として、「社会とのコミュニケーションの促進」「地域との共存」「環境保全への寄与」「お客さまの信頼の獲得」「取引先との信頼関係の確立」「従業員の自己実現への環境づくり」「出資者・資金提供者の理解と支持」等について定めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）につき、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。本方針に基づく内部統制システムを構築・実行し、会社業務の適法性及び効率の確保並びにリスク管理に努めるとともに、社会情勢やその他経営環境の変化に応じて適時見直しを行い、その改善を図ります。

内部統制システムの整備の状況等

- 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社はコンプライアンスに基づく企業倫理、経営環境の激しい変化に対応するため経営組織体制の構築の重要性を認識し、内部統制システムの充実を最も重要な経営課題の一つと位置づける。
 - ・役員が、法令および定款を遵守して職務執行を行い、かつ企業の社会的責任を果たすため、取締役会を代表して代表取締役が全役員に、経営方針 および行動指針の趣旨を伝える。
 - ・リスクマネジメントを担当する役員を取締役会が選定して、当社およびその子会社におけるリスク管理・統制を行う。
 - ・内部監査室を前項役員の直轄組織とし、各部署の業務が法令・定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査する。
 - ・コンプライアンス推進委員会を設置し、当グループのコンプライアンス基本方針の周知等によりコンプライアンス経営を推進する。
 - ・法令違反を早期に発見し、自浄作用を働かせるため、内部通報制度を運用する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報および文書は、「文書管理規程」に基づき適切に記録・保存・管理の運用を実施する。
なお、取締役は、いつでも当該情報を閲覧することができるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・各部門長は、職務権限規程により付与された権限の範囲で職務を遂行し、その権限を超える場合は、稟議規程等に定めるところにより取締役あるいは執行役員を許可を要することにより、事業の損失（リスク）を管理する。
 - ・事業遂行部門に対する内部牽制機能を担う部門として企画・管理系部門を位置づけ、各事業のリスクを監視する。
 - ・内部監査室はリスク管理の状況に関して調査を行い、リスクマネジメント担当役員に報告する。
 - ・リスクマネジメント担当役員は、定期的に当社およびその子会社のリスク管理の状況を取締役会および監査等委員会にて報告する。その報告に基づき、問題点の把握を行い、リスク管理体制の見直しを行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定期の取締役会を月1回開催し、かつ必要に応じて随時取締役会を招集できる体制をとることにより、重要事項の決定を迅速に行う。
 - ・中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。
 - ・取締役および執行役員で構成する業務遂行の審議機関である経営会議を月1回開催し、意思決定の迅速化を図る。
- 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社管理規程を定め、権限を適切に委任するとともに、当社への報告・事前付議事項の基準を明確にして、適切な子会社管理を実施する。
 - ・当社グループとしての適切な経営判断を行うため、子会社の責任者は、経営会議において自社の経営状況を報告する。
 - ・リスクマネジメント担当役員は、子会社の重要な会議に出席するなどして、子会社におけるガバナンス状況を適宜把握し、必要に応じて見直しを指示する。
 - ・当社の内部監査室は、定期的または随時、子会社に対する監査を実施する。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・内部監査室に所属する者は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の補助業務を行う。
 - ・前項の他、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の意見をできるだけ尊重した上で人選し、その者を配置する。
 - ・監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた当該使用人は、当該指示に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）およびその他業務執行組織による指揮命令は受けず、独立してその職務を遂行する。
- 監査等委員会への報告に関する体制
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社または当グループに対して著しい損害を及ぼす事実、重大な法令違反・定款違反が発生した場合あるいはそれらの発生を予見した場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ・当社は、前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
 - ・監査等委員会は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して、業務執行状況の報告を求めることができる。
- その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員である取締役のうち2名以上は社外取締役とし、対外的に透明性を確保する。また、監査等委員である社外取締役が社内情報を把握するために、監査等委員会の運営事務局である内部監査室が、監査等委員である社外取締役の要請に応じてサポートを行う。
 - ・監査等委員会はリスクマネジメント担当役員および子会社の監査役との連絡会を定期的開催し、監査が実効的に行なわれるための連携を保つよう努める。
 - ・監査等委員会は監査の実効性を確保するため、必要に応じて、弁護士や公認会計士などの社外専門家を活用することができる。また、監査等委員会が職務を執行することに係る費用は当社が負担する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令等に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、運用状況における有効性の向上を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループは、市民生活や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士などの外部専門機関と緊密な連携の下、組織全体として毅然とした態度で対応する。

___その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、経営の透明性や公平性を保ち、適切かつ迅速な情報開示を行うことは、上場企業に課された重大な使命であると認識し、投資者の視点に立った会社情報の適時開示に努めてまいります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

- (1) 会社情報は管理部門(総務部・経理部)において集約・管理し、情報開示責任者(経理担当取締役)に報告されます。
- (2) 情報の重要性の判断、適時開示情報か否かについては、適時開示規則等に準じて代表取締役、情報開示責任者によって協議・決定されます。
- (3) 適時開示する資料を管理部門にて作成します。
- (4) 会社情報のうち、重要事実の決定に関する情報、決算に関する情報については、取締役会決議後、適時開示します。
- (5) 会社情報のうち、発生事実に関する情報についても、原則取締役会を開催し、決議後に適時開示しますが、緊急の場合においては、情報開示責任者の決裁により適時開示し、後日取締役会において報告を行う体制としております。
- (6) 取締役会の決議後、あるいは情報開示責任者の決裁後、速やかに経理部にてTDnetへの登録、適時開示を行います。

